

事 務 連 絡  
令和4年11月15日

鉱業権者 各位

九州産業保安監督部 鉱山保安課長

災害防止のための保安確保について（注意喚起）

貴鉱山におかれましては、常日頃から危害及び鉱害防止対策を講じられていることと存じます。

さて、九州管内の鉱山において、10月度から11月度にかけて、既に3件の災害（危害）が発生しております。加えて報告対象外の微傷災害も1件発生しており、ここ2ヵ月足らずの間に災害が多発している状況であり、監督部としても看過できない状況となっております。

つきましては、今一度、保安規程や作業手順書の遵守はもちろんのこと、各作業前のリスクアセス等を実施し、必要に応じ低減措置を講じる、規程類の見直しを行うなど、引き続き災害の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

（参考）

10月 2日 運搬装置のため（自動車）  
10月 7日 火災  
10月27日 工具のため（微傷災害）  
11月13日 火災